

平成30年度

財政援助団体等監査

(財政援助団体・公の施設の指定管理者)

結果報告書

むつ市監査委員

平成30年度財政援助団体等監査結果  
(財政援助団体・公の施設の指定管理者)

1. 監査の対象

団 体	対象施設	所管部局
〈財政援助団体〉 むつ市献血推進協議会		健康づくり推進部 予防・医療課
〈指定管理者〉 特定非営利活動法人 アックス工房	むつ市心身障害者 ふれあいの家	福祉部 障がい福祉課

2. 監査の期間

平成30年12月5日から平成31年3月13日まで

3. 監査の範囲

平成29年度の執行状況について

(必要に応じ平成30年度の計画の執行状況を含む。)

4. 監査の着眼点

[財政援助団体監査]

【所管部局】

- (1) 財政的援助の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助金に関する条件の内容は明確か。
- (4) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- (5) 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (6) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (7) 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

【財政援助団体】

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書は符合するか。
- (2) 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

- (5) 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- (6) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (7) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- (8) 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

#### [公の施設の指定管理者監査]

##### 【所管部局】

- (1) 指定管理者の指定に係る条例等の根拠は、整備されているか。
- (2) 指定管理者の指定の手続は、適正に行われているか。
- (3) 管理に関する基本協定が締結され、かつ、その内容は適正であるか。
- (4) 協定書等には、必要事項が記載され、また、その内容は条例等で定めた範囲を超えていないか。
- (5) 管理に関する経費算定、支出方法、時期及び手続等は適正に行われているか。
- (6) 事業計画書の点検は、適切に行われているか。
- (7) 事業報告書の点検は、適切に行われているか。
- (8) 指定管理者に対して報告を求め、調査及び指示等は、適切に行われているか。

##### 【指定管理者】

- (1) 施設は、条例等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 基本協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- (3) 利用料金設定の手続及び取扱いは、適正に行われているか。
- (4) 利用促進のため、どのような措置を講じているか。
- (5) 指定管理に係る収支会計経理は、適正に処理されているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 出納関係帳簿への記帳は、適正に行われているか。また、領収書類の整備、保存は、適切に行われているか。
- (7) 管理規程、経理規程等は整備されているか。

## 5. 監査の方法

関係者等からあらかじめ監査資料の提出を求め、出納その他の事務の執行に係るものについて、諸帳簿、書類等を審査するとともに、関係者等から説明を求め、必要に応じ実地による監査を実施した。

## 6. 監査結果

いずれの団体も概ね適切に管理、運営されていた。

しかしながら、一部の事務処理において、改善を要する事例がみられたことから、適正に処理するよう望む。

施設については、老朽化が認められたものの、適切な整備、維持管理が行われ、利用者への配慮が見受けられた。今後においても、利用者に寄り添った運営が継続され、施設の利用促進に繋がることを期待する。